

亀山市告示第73号

亀山市地域防犯カメラ設置支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市地域防犯カメラ設置支援事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市地域防犯カメラ設置支援事業実施要綱（令和6年亀山市告示第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(補助金の終期) 第20条 補助金の終期は、 <u>令和12年3月31日</u> とする。 2 [略]	(補助金の終期) 第20条 補助金の終期は、 <u>令和8年3月31日</u> とする。 2 [略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この告示は、公表の日から施行する。